

返戻金制度について

当社の紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合、又は求職者の責に帰すべき事由により解雇された場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後 1 か月未満で退職した場合 70%に相当する額
- (2) 入社後 3 か月未満で退職した場合 50%に相当する額

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。